

平成28年度 第10回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年1月6日（金） 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (12人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	5 番委員	大串 俊實
6 番委員	関川 況一郎	7 番委員	古賀 健則
8 番委員	百武 昭弘	9 番委員	渊上 正昭
10 番委員	岸川 富差子	11 番委員	渋谷 洋子

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (6 件)
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1 件)
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見 (1 件)
について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 (21 件)
計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成28年度第10回総会を開会いたします。
- はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いいたします。
- 会長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長 それでは、2番武富澄男委員、3番江頭幸典委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 会長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、6件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から6番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から6番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、1議案1件でございます。

【議案の朗読並びに説明】

事務局

受付番号1番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事務局

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長

それでは、受付番号1番を百武昭弘委員をお願いします。

8番委員

受付番号1番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を作付けされており、各要件を満たしておりますので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより審議に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第2、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題に供します。

事務局 それでは、第2号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1議案1件です。

【議案第2号、1番朗読後、説明】

事務局 以上、受付番号1番は、共に立地基準・一般基準に問題はないため、許可することに支障はないと考えます。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番を百武昭弘委員をお願いします。

8番委員 受付番号1番は所有権移転ということで、協力委員と現地調査を行いました。申請地の東側は町道をはさんで住宅地、南側には公用水源をはさんで住宅地、西側は小水路をはさんで太陽光発電装置を設置されており、北側は農地が2筆ありますが、営農について支障はないと思います。転用に関しましては、議案書、意見書どおりでございます。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

副会長 排水はどうなっていますか。

事務局 小水路に流すようになっております。

議長 他にありませんか。よろしいですか。
それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第2、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく江北町農用地利用委集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書をご覧ください。

事務局 江北町長より平成29年1月6日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が2件、利用権新規の計画が16件、利用権再設定の計画が3件です。

面積は、所有権移転が7,631平方メートル、利用権新規が162,315平方メートル、利用権再設定が23,581平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番から2番は事務局に、受付番号3番から12番は武富政敏委員に、受付番号7番から11番、16番を古賀委員に、受付番号7番から8番、10番から11番、13番を大串委員に、受付番号13番から15番を百武委員に、15番を武富澄男委員に、受付番号17番から18番を江頭利民委員に、受付番号19番から21番を江頭幸典委員にお願いします。

事務局 受付番号1番から2番は所有権移転の案件です。受付番号1番は先々月に公社へ売り渡しを行った案件が今回、買戻しで議案に上がっておりますが、何ら問題ないと思います。

事務局	<p>受付番号 2 番は、所有者から公社を通じて後継者が役員となっている法人へ売り渡す案件です。農政局等にも確認しましたところ、法律上は何ら問題ないということでした。法人の決算が 2 月の為、2 月中には買い取予定ということで、何ら問題ないと思います。</p>
1 番委員	<p>受付番号 3 番から 12 番は利用権新規の案件で、法人を設立されており公社を通じて借入を行うということです。集会があり筆ごとに賃料等の確認をいたしました。</p> <p>協力委員と現地調査を行いました。3 番から 6 番は麦の作付けをされており何ら問題はありませんでした。7 番は自宅付近で蜂を飼われておりますが、何ら問題ないとおもいます。8 番はハウス等をいれずに貸付をするということです。耕作が出来るようにするための工事が終わり、現在は麦の作付けをされております。9 番は法人の代表の方で取りまとめをされております。現在、麦を作付けされており何ら問題ないと思います。10 番は会社勤めの方ですが、法人にはいられております。11 番は現在、麦を作付けされております。12 番はぶどう等の農地の貸付をされないということで、貸付される農地は現在、麦の作付けをされております。受付番号 3 番から 12 番は何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いたします。</p>
7 番委員	<p>受付番号 7 番から 11 番は 1 番委員が説明された通りです。受付番号 16 番は再設定の案件です。カントリーの固定経費を差し引いた額を賃借料としておりますが、何ら問題ないと思います。審議の程、よろしくお願いたします。</p>
5 番委員	<p>受付番号 7 番から 8 番、10 番から 11 番、13 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。今までも耕作をされており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いたします。</p>
8 番委員	<p>受付番号 13 番は新規、14 番、15 番は再設定の案件です。現在、麦を作付けされており何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いたします。</p>
2 番委員	<p>受付番号 15 番は再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。調査を行った日には一部、作付けはされておりませんでした。今日中に麦の作付けを完了する予定となっております。何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いたします。</p>
副会長	<p>受付番号 17 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。貸付人の労力不足の為、売買の相談に来られましたが、作付けがしにくい農地でしたので、買い取り手が見つからず、今回、借受人に利用権の設定で借受人に、耕</p>

副会長

作をお願いしたところですが、管理もされており何ら問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

受付番号 18 番は再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されておりますので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

3 番委員

受付番号 19 番、20 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。19 番、20 番の貸付人は親子関係で、後継者の方が体調を悪くされ、農作業ができない為、耕作をお願いしたいと相談がありました。農作業をされていた頃には私の家族で手伝い等をしておりましたが地区が違いますので貸付人の地区内で耕作をお願いしましたところ借受人がおりませんでしたので引き続き耕作を私の家族で行いたいと思います。

受付番号 21 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。貸付人、借受人双方の方が利用権の設定がされていると思われておりましたので、すでに耕作をされております。新規であります但し利用権の設定をしております。耕作については以前からされておりましたので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それではこれより、質疑に入ります。

議長

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番委員

受付番号 1 番の 10 a 当りの売買価格に端数があるのはなぜですか。

事務局

双方の話合いで売買価格を決められておりましたので、売買価格から 10 a 当りの売買価格は逆算すると端数がでるようになっております。

議長

他にありませんか。

議案第 3 号については、江頭幸典委員のご家族が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくよう申し上げます。

議長

江頭幸典委員には、関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(江頭幸典委員 退席)

議長

それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(江頭幸典委員 着席)

議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。

10 : 30 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 2 番委員

3 番委員

(会議書記) 事務局職員

